運　営　規　程

出雲看護サービスセンター

第１条〔事業の目的〕

出雲医療生活協同組合（以下「組合」という。）が開設する、出雲看護サービスセンター（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問看護師等が、要介護状態にある高齢者及び在宅療養者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

第２条〔運営方針〕

1　ステーションの看護師等は、要介護者等が住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう家族とともに支援し、心身の機能の維持回復を図るとともにその有する能力に応じ、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、個々の特性に合わせ、適切な訪問看護を提供する。
2　利用者とのコミュニケーションを十分に図り、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけ、支援を行う。
3　事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第３条〔対象者〕

対象者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。
疾病、負傷等により身体上あるいは精神上の障害を有し、日常生活を営むのが困難な状態にある者、又は居宅で継続して療養を受けることを必要とする者であって、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた者。

第４条〔職員の職種及び員数〕

ステーションに以下の職員を置くものとする。

1　管理者（常勤看護師）　　１名
2　看護職員（常勤看護師）　　６名以上
3　前項に定める者の外、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など必要に応じてその他の職員を置くものとする。

第５条〔職務内容〕

職員の職務内容は次のとおりとする。

1　管理者はステーションの業務を掌握し、所属職員を指導管理すると共に自らも訪問看護を行う。
2　看護職員は訪問看護指示書並びに訪問看護計画書に基づき、適切な訪問看護を行う。
3　その他の職員は、それぞれの有する資格に基づき適切な業務を行う。

第６条〔訪問看護の取扱方針〕

1　職員は、利用者の心身の特性をふまえて訪問看護を行い、日常の療養生活の充実を図るとともに、主治医との密接な連携のもとに看護目標を設定し、計画に沿って業務を遂行する。
2　訪問看護等の提供については、目標の達成度やその効果等について評価を行い、計画の修正や改善を図るよう努める。
3　利用者の病状や心身の状態及び経過等必要な事項について、利用者及び家族に指導又は説明を行う。
4　職員は訪問看護が適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するように努める。
5　職員は医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。

第 7 条〔訪問看護の提供方法〕
　かかりつけ医の発行する訪問看護指示書に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、必要なサービスを提供する。

第 8 条〔サービスの内容〕
　サービスの内容は、次のとおりである。
1　症状・障害の観察
2　清拭・洗髪等による清潔の保持
3　食事・排泄等日常生活の援助
4　褥創の予防・処置
5　リハビリテーション
6　ターミナルケア（指定訪問看護のみ）
7　認知症患者の看護
8　療養生活や介護方法の指導
9　カテーテル等の管理
10 その他医師の指示による診療の補助

第 9 条〔訪問回数〕
　訪問回数は週 3 回までとする。ただし、以下の場合には週 3 回を超える訪問が認められる。
　① 末期の悪性腫瘍又は厚生大臣の定める疾病等
　② 急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書が交付された者については、その指示の日から 14 日間

第 10 条〔営業日及び営業時間〕
　営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。
1　営業日は次の日を除きすべて営業日とする。
　土曜日、日曜日、祝日
　1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日
　8 月 13 日、8 月 14 日、8 月 15 日、
　12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日
2　営業時間は次のとおりとする。
　午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

第 11 条〔利用料〕
1　医療保険適用の場合
　① 基本利用料
　　保険証に応じた定率負担
　　※ 公費負担医療制度、 高額療養費制度の適用あり。
　② その他の利用料（利用者の選定によるもの）
　・その他物品のサービス等については実費を請求する。
　・死後の処置を行なった場合には、5000 円を徴収することができる。

2　サービス利用の中止について、前日までに申し入れがなかった場合には利用者負担金の 100%のキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要とする。

第 12 条〔緊急時の対応〕

緊急時の対応は次のとおりとする。

1　緊急時の電話連絡や相談に対し、24 時間体制で対応する。

2　必要時緊急訪問し、主治医や管理者への連絡を行い指示を受けるとともに、状況によっては救急車の手配、病院への手配等必要な措置を講じる。

第 13 条〔事故発生時の対応〕

サービスの提供により事故が発生した場合は、社会保険事務局、市町村又は健康保険組合、利用者の家族等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じる。また、損害賠償が必要となった場合には速やかにこれを行うものとする。

第 14 条〔通常の事業の実施地域〕

通常の事業の実施地域は出雲市内の区域とする。

第 15 条〔内容及び手続きの説明と同意〕

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制、利用手続き、内容、利用料、その他のサービスの提供方法等について文書にて説明し、同意を得るものとする。

第 16 条〔提供拒否の禁止及び提供困難時の対応〕

訪問看護利用申込者が必要とする療養上の世話の程度が重いことを理由に、訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護が提供できないと判断した場合はその限りではない。

① 利用申込者の病状が重篤な場合

② 利用申込者の居住地とステーションの所在地とが遠距離である場合

③ 職員の配置数から利用申し込みに応じきれない場合

この場合には、速やかに主治医への連絡を行い、他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を講じるものとする。

第 17 条〔受給資格の確認〕

サービス利用の開始に当って、利用申込者が指定訪問看護等の提供を受ける資格があることを、その者の提示する被保険者証、又は健康手帳の医療受給者証により確認する。

第 18 条〔他機関との連携〕

他機関との連携は次のとおりとする。

1　保健医療サービス提供者等との連携

地域に根ざした事業として、市町村の保健・福祉部門、保健所及び民間の在宅ケアサービスの提供主体等と充分な連携を図る。

2　かかりつけ医との連携

かかりつけ医の指示書に基づき適切なサービスが提供できるよう、医師と密接かつ適切な連携を図る。

3　サービス終了時の連携

サービスの提供の終了に際し、利用者及びその家族等に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、担当医師、市町村等の保健・福祉サービスの提供主体等と連携をとるよう努める。

第 19 条〔サービス提供の記録〕

1　指定訪問看護の提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項は、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用表等に記載する。

2　指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項は記録するとともに、サービス事業車間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付等によりその情報を提供する。

第 20 条〔守秘義務〕

守秘義務は次のとおりとする。

1　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族等の秘密・個人情報をもらしてはならない。

2　市町村等への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の文書での同意を得た上で行う。

3　ステーションの職員は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密・個人情報を保持しなければならない。

第 21 条〔苦情処理〕

利用者からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

第 22 条〔虐待防止に関する事項〕

1　利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 23 条〔衛生管理〕

1　ステーションの管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理、並びにステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第 24 条〔業務継続計画の策定等〕

1　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実

施するものとする。
3　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 25 条〔ハラスメントの防止〕
ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 26 条〔記録の整備〕
次にかかげる記録類をその完結の日から 2 年間保存する。
① 管理に関する記録
② 市町村等との連絡調整に関する記録
③ 指定老人訪問看護に関する記録
④ 会計、経理に関する記録
⑤ 設備及び備品に関する記録

第 27 条〔事業報告〕
ステーションの管理者は、その管理する指定訪問看護ステーションに関して、指定訪問看護等の事業について報告する。

第 28 条〔会計の区分〕
訪問看護ステーション毎に経理を区分し、病院や診療所等の会計と区分する。

第 29 条〔その他運営に関する重要事項〕
この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は組合とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　　則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 19 年 10 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 19 年 12 月 3 日より改定する。
この規定は、平成 20 年 2 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 20 年 8 月 6 日より改訂する。
この規定は、平成 21 年 10 月 20 日より改訂する。
この規定は、平成 22 年 1 月 1 日より改訂する。
この規定は、平成 22 年 3 月 1 日より改訂する。
この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より改訂する。
この規定は、平成 23 年 11 月 1 日より改訂する。
この規定は、平成 24 年 1 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 24 年 2 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 25 年 3 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 25 年 7 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 25 年 11 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 26 年 12 月 1 日より改定する。

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 27 年 12 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 28 年 4 月 20 日より改定する。
この規定は、平成 28 年 6 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 29 年 7 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 29 年 8 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 29 年 9 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 2 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 3 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 5 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 6 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 30 年 10 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 31 年 1 月 1 日より改定する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　2 年 6 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　2 年 7 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　2 年 9 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　3 年 1 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　3 年 3 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　3 年 4 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　4 年 5 月 1 日より改定する。
この規定は、令和　5 年 7 月 1 日より改定する。